

これまでの経過

(1) 取得まで

令和2年1月15日	土地は公園用地として全てを取得し、建物は寄附を受け、登録有形文化財の登録を目指すことを市議会にて報告（資料4-2）
令和2年2月23日	前所有者であるカトリック・ナミュール・ノートルダム修道女と取得に向けた「基本合意書」を締結
令和2年6月30日	DOCOMOMO Japan より「日本におけるモダン・ムーブメントの建築238選」に選定される。（資料4-3）
令和2年12月22日	旧赤星邸の保存と活用について、6,646人（市内2,813、市外3,833人）の署名簿を受領（資料4-4）
令和3年2月19日	建物等譲渡契約締結により、市が建物の寄贈を受けた。また、同日付土地売買契約締結により、土地開発公社が土地を先行取得した。

(2) 令和3年度に行った調査等

①登録有形文化財の登録

登録有形文化財の申請を令和4年2月に行い、7月22日に国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、国登録有形文化財（建造物）に登録するよう文部科学大臣に答申された。今後、官報告示を経て、令和4年度末に登録される見込みである。

②庁内ワーキングの設置による関係法令の整理等（資料4-6）

利活用検討有識者会議の円滑な運営を図ることを目的として、寄贈を受けた歴史的・文化的価値を有する建物と緑豊かな庭を、どのように継承し有効活用ができるか関係法令の調査、整理及び検討を行い、報告書にまとめた。

③耐震診断（資料4-7）

旧赤星邸の1階「居間・食堂」において局所的に構造上弱い部分があるため、耐震補強が必要であるという結果となった。今後、さらに不特定多数の利用を想定し、市の内規に沿って、基準の耐震指標の1.25倍（ $I_s=0.75$ ）以上確保するための補強計画を作成する予定である。

④アスベスト調査

調査の結果、最も飛散性の高いレベルに分類されているアスベストが礼拝棟1階、礼拝堂の天井に含まれていた。今後、空気中のアスベスト濃度調査結果を踏まえ市民ワークショップ等開催時の使用可否及び今後の対策について検討していく予定である。

(3) これまでに市に寄せられた利活用の意見等

資料4 - 5 参照